

令和3年2月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和3年3月8日(月) 開会 午前10時
閉会 午前11時58分

場所 第7委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長
萩原一寿副委員長
逢澤圭一郎委員、小久保憲一委員、立石泰広委員、神尾高善委員、
宮崎栄治郎委員、八子朋弘委員、岡重夫委員、辻浩司委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]

塩川修公安委員長、原和也警察本部長、山本淳総務部長、
小柳津明警務部長、古田土等生活安全部長、作田隆志地域部長、
高橋俊章刑事部長、関口啓一交通部長、渋谷晃警備部長、平山毅財務局長、
近藤勝彦監察官室長、小川英規刑事部参事官、川上博和組織犯罪対策局長、
石井堅次警務課長、長嶋浩之生活安全部参事官、小笠原正男地域部参事官、
結城弘運転免許本部長、風上正樹交通部参事官、高橋正広警備部参事官、
相原浩哉警備部参事官、奥勝宏総務課長、利根田久雄会計課長、
山崎保之厚生課長、榊原範人生活安全総務課長、鎌田政由喜人身安全対策課長、
村越俊文少年課長、新井智美保安課長、川邊守サイバー犯罪対策課長、
齋藤正土地域総務課長、石毛和浩通信指令課長、山崎満刑事総務課長、
赤星誠組織犯罪対策課長、小倉悦男交通総務課長、市川弘明交通指導課長、
市川光浩交通規制課長、熊谷嘉弘運転免許課長、新井誠運転管理課長、
高田志保公安第一課長、千種寿代警備課長、
杉村周一オリンピック・パラリンピック対策課長、江田浩之危機管理課長

[危機管理防災部関係]

森尾博之危機管理防災部長、福田哲也危機管理防災部副部長、
武澤安彦危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長
鈴木郁夫化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第40号	埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第54号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第15号)のうち警察本部及び危機管理防災部関係	原案可決
第58号	令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

2 請願

なし

所管事務調査（危機管理防災部関係）

- ・ 本県のドローン撮影による消火活動への協力体制について

報告事項（警察本部関係）

- ・ 公安委員会の意思決定のない交通規則に基づく交通取締り事案について

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

逢澤委員

- 1 給与費を11億7,821万1千円減額補正している主な理由として、退職手当受給対象者の減少との説明であった。定年退職の場合は減額の理由とならないと思うが、どのような退職者が減少したのか。
- 2 越谷警察署の庁舎設計費7,520万8千円を減額補正している理由が契約差金等とのことである。どのような契約について差金が発生したのか。
- 3 車両維持費を7,098万円減額補正した主な理由は何か。

警務課長

- 1 退職の種別は、定年退職・勸奨退職・普通退職・死亡退職の四つに分けられるが、今年度は勸奨退職が見込みを大きく下回った。退職手当の7億5,146万7千円の減額のうち5億8,719万円がこの要因での減額であり、この部分が一番大きくなっている。

財務局長

- 2 今年度の越谷警察署の庁舎設計費では、基本設計委託、地質調査及び用地を一部拡張するために土地の購入を行った。そのうち、庁舎の基本設計委託において、1,422万2千円、用地の購入において、5,712万4千円の契約差金が生じたことによる減額が主なものである。
- 3 主にガソリン代の減額であり、ガソリンの購入単価が当初の見込みより低く推移したことにより、その差金として、6,220万6千円を減額補正した。

逢澤委員

勸奨退職者について、当初はどれだけの人数を見込んでいたのか。また、実際的人数は何人であったのか。

警務課長

当初予算案では、過去2年間の実績に職員の年齢構成などを勘案して61人を見込んでいたが、実際は33人であった。

立石委員

- 1 視覚障害者の方に有効利用していただくための歩行者支援装置「高度化PICS」とはどのようなものか。
- 2 視覚障害者に音声で危険を知らせ、交通安全対策を通知するとのことで、大いに期待しているが、得られる効果はどういうものか。

交通規制課長

- 1 高度化PICSは、専用のアプリケーションをダウンロードしたスマートフォンなどの通信機器を介し、交差点名や歩行者用信号の色の情報を、音声・振動及び画面の表示などで提供するシステムである。
- 2 高度化PICSは、従前の音響式信号機のようにスピーカーを使用しないため、24

時間の運用が可能である。そのため、地域の理解を得られず、音響式信号機の設置要望や運用時間の延長要望を見送らざるを得なかった箇所に対しての整備も可能になると考える。

岡委員

一般行政費を、節約により約1,800万円減額補正しているが、警察本部として、節約について日頃から職員に徹底させていることは何か。

会計課長

主に、コピー用紙やプリンタートナーといったプリンター用の消耗品などを節約している。会計課から各所属に対し、消耗品の節約を徹底するよう、常日頃から指示している。

村岡委員

- 1 高度化PICSは、視覚障害者の方々への通行の安全の担保ということで、大事な取組であると思う。施行予定日が令和3年4月1日であるが、高度化PICSの実用化の見通しについて、令和3年度中に何か所整備する予定か。
- 2 私もかつて一般質問で、視覚障害者用付加装置の音響式信号機について取り上げた。高度化PICSは、スマートフォンを介するため24時間運用可能という利点があるが、音響式信号機やエスコートゾーンが今後不要となる話ではないと思う。並行して整備を進めることが、より有効だと思うが、参考に、この5年間の音響式信号機とエスコートゾーンの整備実績、及び今後の整備予定について伺う。
- 3 勧奨退職が当初61人の予定が33人に減少したことが減額の理由とのことだが、コロナの影響によるものなのか、詳しい理由を伺う。

交通規制課長

- 1 高度化PICSは既に実用化されており、今年度は、国道17号の県庁第2庁舎入口に1基整備している。今後の整備予定について、令和3年度は設置要望のあった1か所について予算要求をしている。
- 2 平成28年度から令和2年度までの5年間では、音響式信号機を46基、エスコートゾーンを51本整備している。今後の予定について、令和3年度に音響式信号機を10基及びエスコートゾーンを100メートル分予算要求している。

警務課長

- 3 退職の意向を示していない者からは聴取していないため、確定的なことは言えない。参考ではあるが、今年度に勧奨退職を申し出たが撤回した職員に理由を確認したところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、再就職先が容易に見つからないということであった。
また、今年度の33人という数字は、過去5年間の平均で最も低い数字である。次に低い平成28年度の50人という数字を見ても、突出して低い。今年度特有の新型コロナウイルス感染症のまん延による社会情勢の不安定化が、大いに関係していると考えられる。

村岡委員

- 1 音響式信号機は地域から苦情もあると聞いている。高度化PICSは24時間対応という利点があるが、令和3年度は1基の整備予定と、少ない印象である。導入について、

視覚障害者団体から意見や要望を聞いているのか。

- 2 音響式信号機の整備が5年で46か所、平均して年9か所程度と少ないが、要望はどれくらい寄せられているのか。

交通規制課長

- 1 高度化PICSは実用化が始まったばかりであり、今後大規模に整備が進んでいくものである。スマートフォンを介して稼働するため、視覚障害者の方のスマートフォン普及状況も踏まえ、整備箇所の増加等を検討していく。
- 2 令和元年度中は23件の要望があった。視覚障害者団体からの要望は、毎年夏に意見交換を行う機会を設けている。また、今回、高度化PICSの設置を要求する1か所についても、視覚障害者団体から要望があった場所である。

【付託議案に対する質疑（危機管理防災部関係）】

八子委員

住宅の応急修理について、当初の830件の見込みが、結果407件となったとあるが、残り423件の応急修理はどう対応したのか。

災害対策課長

830件については、国への概算交付申請の際、12月までに実施した外観の調査が中心である一次被害認定調査に基づき、市町村が県に報告したものである。その後、建屋内部の詳細調査があるため、一次被害認定調査では、件数を多めに見込んで報告いただいたと理解している。実際には、主に応急修理の対象となる半壊の被害は570件であった。

八子委員

半壊世帯570件と応急修理の実績407件とで差があるが、この407件に入っていない半壊世帯はどう対応したのか。

災害対策課長

令和元年度中に修理が間に合わなかった約120件については、令和2年度に修理を行った。令和元年度と令和2年度の修理を合わせると522件になる。

八子委員

522件ではまだ570件に足りないが、残りはどうなっているのか。

災害対策課長

個人で加入している保険等を活用し、公的な支援を受けなかったという話もある。また、半壊の中でも大規模半壊については、この応急修理のほかに、被災者生活再建支援法や応急仮設住宅の利用の選択肢があったため、それらの支援を選択したと聞いている。

逢澤委員

- 1 大規模災害市町村等繰替支弁費負担金について、令和元年房総半島台風や東日本台風で、千葉県及び福島県の幾つかの市に支援したようであるが、何を支援したのか。また、市町村間の支援はどのような関係の下に行われたのか。
- 2 資料3の令和2年度埼玉県災害救助事業特別会計補正予算（第1号）について、さい

たま市が災害救助法の救助実施市に指定されたことにより、県の災害救助基金の法定最少額は減額したとのことだが、法定最少額はどのように決まるのか。また、県とさいたま市の法定最少額はそれぞれ幾らか。そして、さいたま市は既に積立てを行っているのか。

災害対策課長

1 令和元年房総半島台風では、さいたま市が千葉県鴨川市に、アルファ米5,000食及びビスケット9,000食の食糧支援、熊谷市が千葉県館山市に、10リットルの給水袋を500枚、三郷市が館山市に、6リットルの給水袋を2,000枚、白岡市が千葉県君津市に、500ミリリットルのペットボトル水を約2,900本及び2リットルのペットボトル水を約120本、並びに缶入りパン1,840食などを提供した。東日本台風では、上尾市が福島県本宮市に毛布を700枚、吉川市が福島県飯館村に2リットルペットボトル水を1,000本支援した。

市町村間の関係は、さいたま市と鴨川市、白岡市と君津市、並びに上尾市と本宮市については、それぞれ友好都市の協定を結んでいる。また、三郷市と館山市は災害時相互応援協定を結んでいる関係から支援を行った。

2 災害救助基金の法定最少額は、災害救助法に基づき、当該年度の前年度から前3か年における地方税法に定める普通税収額の平均額の1,000分の5に当たる額となる。例えば、令和2年度は、平成28年度・29年度・30年度の県の普通税収額の平均額の1,000分の5である。さいたま市が救助実施市になったことにより、国勢調査における埼玉県の人口に占めるさいたま市の人口割合、おおむね17.4パーセント相当の額はさいたま市が積み立てる。この計算により、県は約32億円、さいたま市は6億7,400万円が、令和2年度の法定最少額となる。

さいたま市の対応状況について市に確認し、令和2年度一般会計補正予算において基金を創設し、必要な額6億7,400万円を一括で積み立てたと聞いている。

逢澤委員

友好都市や災害時相互応援協定などの関係がなくても、この事業を適用できるのか。

災害対策課長

応援した経費の精算は、災害救助法が適用されている地域への支援であれば、この事業を適用できる。友好都市や災害時相互応援協定を結んでいなくても、熊谷市から館山市への支援は、千葉県市長会の会長からの要請があったためであり、吉川市から飯館村への支援は、日頃の事業の中で交流があったことがきっかけとなったと聞いている。

村岡委員

第54号議案の、救急救命士養成所運営費の減額について、コロナ禍で教育訓練が中止となり、新規の養成が中止になったとの説明であるが、この訓練の目的は何か。また、救急救命士の資格を得る目的であれば、訓練ができなかったことにより、何か影響はあるのか。

消防課長

救急救命士は国家資格であり、厚生労働省が所管している救急救命士法に基づき、国家試験を受験して合格する必要がある。今回の訓練はこの受験資格を得るための訓練であり、

8月から7か月間程度かけて訓練を実施し、受験資格を得ることが目的である。訓練中止により30人が受験資格を得られなくなり、影響は大きかった。

村岡委員

救急救命士の資格を持った方を増やすことはとても大事である。毎年一定の割合で養成していると思うが、コロナ禍で訓練ができず、受験できなかった30人分を来年度に上乘せして養成することにより、不足分を補うのか。

消防課長

来年度に30人枠を増やして60人にするというのは場所や講師の問題から非常に難しいため、今年失った30人を取り返す場面はなかなかない。しかし、救急救命士の養成はここだけではない。県が出資している一般財団法人救急振興財団は、全国に養成所を有しており、今年は県から22人を派遣している。また、最近は、既に救急救命士の資格を保有して入隊する隊員もおり、今年度の採用実績では、消防本部で採用した287人のうち55人が既に救急救命士の資格を持っていた。県内の救急救命士の数は着実に増えている状況である。このように、各消防本部と協力しながら、様々な手段で救急救命士を確保していく。また、現在、県内には2,100人の救急隊員がおり、そのうち救急救命士の資格を持った専任の職員が1,332人、兼任を含めると1,391人いる。さらに、資格を持っていながら事務職で消防本部に派遣されている職員も含めると、救急救命士は、県内で1,917人となる。消防本部に意見を伺ったところ、今回教育訓練を中止することにより、今の救急体制に直ちに影響は出ないとのことであるため、長い時間をかけて救急救命士を養成していきたいと考えている。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（本県のドローン撮影による消火活動への協力体制について）】

小久保委員

先月、21日に発生した栃木県足利市の林野火災は、鎮圧まで9日間を要した。本県からも総務省の要請により、防災航空隊「あらかわ2号」「あらかわ3号」が出動するなど、106ヘクタールを焼失する大火災となった。埼玉県は森林面積が多く、毎年のように林野火災が起きているだけでなく、人口密集地での火災も多い現状である。この火災を教訓として、本県でも、原因の究明や防止、また火災発生時における初動対応の充実や各機関との連携など、今一度確認を行い、更なる充実を図るべきと考える。そこで今回、本県の無人航空機、いわゆるドローン撮影による消火活動への協力体制について質問する。

現在、県庁内9部局、延べ36台、県内10消防本部、延べ15台のドローンを保有している。また、本県では、埼玉県測量設計業協会、JAPAN47の2団体と災害時応援協定を結んでいるが、それぞれ65台、26台の合計91台を保有している。この2団体との協定を結んだのは、いずれも平成29年11月であるが、これまで出動実績はあったのか。

災害対策課長

現在締結している被害状況調査の協定での発動については、令和元年東日本台風の際、危機管理防災部で1件である。また、県土整備部でも要請したと聞いている。

小久保委員

基本的には、危機管理防災部関連では4年間で1回ということである。ドローン機能には赤外線カメラがあり、出火場所の把握等にも役立つ。本来ならば、ヘリコプターを飛ばすほどではない小規模火災や、森林火災の残り火の消火などにも、更に活用すべきではないか。

消防課長

林野火災等の対応は基本的には市町村消防本部で対応しているが、現在消防本部が保有しているドローンを、3月上旬に比企広域消防本部管内の嵐山町で林野火災が発生した際、同消防本部がドローンの赤外線機能を活用し、残火処理を行った。このように、自治体の消防本部にあるドローンを活用している。県としても、広域な災害の際に要請があれば対応する。

小久保委員

先日、協定先の一つであるJAPAN47を視察した。その代表者から「地域の消防本部と横のつながりが全くなく、指揮系統が明確になっていないことを不思議に感じている」と話があった。地域にとって、日頃から全く交流がない団体を、災害時に実験的に呼ぶ余裕はないはずである。そこで、県として、いつ、どのような場面でドローンを使用するのか、想定シミュレーションはできているのか。また、その想定を、地域や団体にも示しているのか。

災害対策課長

県が結んでいるドローンによる被害状況調査の協定は、大規模災害時に県が協定先へ要請し、ドローンの機体とオペレーターに現場へ向かっていただき撮影するものである。また、市町村には、独自に協定を結んでいるところもあれば、ドローンを保有しているところもある。さらに、県の協定は、市町村も、県に要請すれば利用できるようになっている。その点については、市町村に周知されていると認識している。

小久保委員

協定先団体は、「横のつながりが全くなく不思議に感じている」と話している。県が周知したと思っけていても、現場の方々はその思っけていないため、より密に連絡を取るべきである。

毎年実施している九都県市合同防災訓練では、ドローンが活用されているが、この訓練は余りに範囲が広く、地域の消防本部と細かな連携は取れない。団体と協定を結んだのは県であるので、地域や消防本部に丸投げせず、県が率先して地域の関係者や団体と連携を取り持ち、かつ指揮系統を明確にすべきと考えるがどうか。

消防課長

消火活動について、現場の消火活動は消防本部が指揮を執る。それに対して県が協力する形となるため、指揮命令系統で言えば、発災した地元の消防本部が指揮することが基本となる。ドローンの活用という点では、最近では熱源が見られるなどの様々な機能があるため、ヘリコプターとの使い分けなども整理することで、より速やかに、かつ効率的に消火活動ができるという指摘は、そのとおりである。市町村間の連携も含め、まだ十分ではな

い点があるため、今後は普段から関係者間で連携を図り、ドローンの活用について協議していきたい。

小久保委員

答弁に、地域や消防本部との連携とあったが、関係者である協定先団体の方は、横のつながりが全くないと指摘している。それは、現場の指揮命令系統が明確ではないということである。県は、地域や消防本部に丸投げで、行き当たりばったりであると思う。

そこで伺うが、指揮官はドローンの効果的な運用方法を熟知しているのか。もし、熟知しているのであれば、4年に1回ではなく、もっと出動要請を行ってしかるべきではないか。

消防課長

消火活動については、消防本部で対応し、消防本部だけで対応できない部分は近隣の消防本部へ応援要請する体制になっている。出動要請が1回のみであった要因には、県の対応が必要になるような広域的な大規模災害が余り起きていないことが挙げられる。ただし、現場で指揮する職員が、どこまで県の協定を利用できることについて承知しているか定かではないため、今後、消防本部のドローンを活用するのか、県のものを活用するのか、市町村の消防本部と意見を交わしながら連携体制を構築していく必要があると考える。

小久保委員

例えば今回の足利市の火災や、平成31年1月に発生し自衛隊が出動した、ときがわ町の林野火災の鎮圧後には残り火を消す作業がある。どこに残り火があるかも分からない状況である上、山であれば、車両が通行可能な範囲にも限界がある。また、ヘリコプターでの散水も細かなところまで行き届かない。これまでは、消防関係者が、水が入ったタンクを担ぎ、残り火を探して消火する作業があったが、そのような場面で、ドローンと連携することにより、更に効果的に消火が行えると考えられる。また、そのほかにもドローンを活用できる場面は多々あると考えられる。今、地域で所有するドローンのみでは限界があるため、災害の早期鎮圧に向け、平時から関係団体と緊密に連携し、情報交換を行う機会を持つべきではないか。

消防課長

御指摘のとおりである。現在、消防本部においても近隣地域との連携や協力体制が十分でない面もあるため、今後は、県として関係団体と連携できる場を設けることにより、関係者同士が意思疎通を図りながら、協力体制が確立されるようよう努めていきたい。

小久保委員

市町村から要請がないから何もしないということではなく、協定を結んだからには、団体側と密に連絡をとり、災害の早期鎮圧のために活用していただきたい。(要望)